

人権に関するアンケート調査

調査票

ご記入上の注意

1. この調査は、宅地建物取引に関する人権意識とその実態を把握し、宅地建物取引業者や県民に対する今後の啓発の参考にするために三重県が実施するものです。
なお、県内市町から当該調査結果の提供について依頼があった際は、あくまで「当該市町が普及啓発事業の参考として活用すること」に限定して提供しますが、市町単位の調査結果の公表につながる場合は提供いたしません。
2. 原則として、代表者またはそれに準ずる方などがご入力ください。
3. この調査は無記名のため、回答内容については個人又は法人が特定されることはありません。
4. 以下の項目について、**令和4年7月31日(日)**までにご回答いただきますよう、お願い申し上げます。回答については、インターネットからお願いします。インターネット接続環境がない方は、FAXにてご回答お願い申し上げます。
5. 問13及び問33を答えて頂く際、あらかじめ14ページの画像をご覧ください。

<14 ページ>

問13：啓発用ステッカー「わたしたち宅建業者は同和地区の所在に関する質問にはお答えしません！！」

問33：啓発用チラシ「入居における差別をなくす取組にご協力お願いします」

本調査に関するお問い合わせ先

三重県県土整備部建築開発課 宅建業・建築士班 電話 059-224-2708
FAX 059-224-3147

<記入例>

※法人の場合の回答例

問 1. 法人ですか、個人営業ですか（一つだけに○） ①. 法人 2. 個人

I 事業の概要についてお伺いします。

問 1 法人ですか、個人営業ですか。（一つだけに○）

1. 法人 2. 個人

問 2 常時雇用されている全従業員の人数を教えてください。（一つだけに○）

1. 0～5名 2. 6～10名 3. 11～19名 4. 20名以上

問 3 大臣免許ですか、知事免許ですか。（一つだけに○）

1. 大臣免許 2. 知事免許

問 4 開業年数について教えてください。（一つだけに○）

1. 5年未満 2. 5～10年未満 3. 10～20年未満 4. 20年以上

問 5 宅地建物取引業の主な業務内容について教えてください。（一つだけに○）

1. 媒介業務 2. 売買業務 3. どちらもやっている

問 6 事業所の所在地の市町を教えてください。

市・町

問 7 所属団体について教えてください。（一つだけに○）

1. 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会
2. 公益社団法人全日本不動産協会三重県本部
3. 上記以外（無所属を含む）

II 同和問題やその他の人権問題に対する取組についてお伺いします。

問8 「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が平成28年12月16日に施行されたことを知っていますか。この法律は、現在も部落差別が存在し、部落差別は許されないとの認識のもと、部落差別のない、基本的人権が尊重される社会の実現を目的としています。(一つだけに○)

1. 法律の概要も含め知っている
2. 法律の概要は知らないが、名称は知っている
3. 知らない

問9 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が平成28年4月1日に施行されたことを知っていますか。(一つだけに○)

1. 法律の概要も含め知っている
2. 法律の概要は知らないが、名称は知っている
3. 知らない

問10 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が平成28年6月3日に施行されたことを知っていますか。(一つだけに○)

1. 法律の概要も含め知っている
2. 法律の概要は知らないが、名称は知っている
3. 知らない

問11 国土交通省より出されている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」において「不動産関係」の項目を知っていますか。(一つだけに○)

1. 「対応指針」の「不動産関係」の項目は知っている
2. 「対応指針」は知っているがその中身までは知らない
3. 「対応指針」は知らない

問12 平成22年5月18日に開催された衆議院国土交通委員会において、「相手方から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなくても宅地建物取引業法第47条に抵触しない」という解釈が示されていますが、知っていますか。(一つだけに○)

1. 知っている
2. 知らない

※ 問 13 については、14ページの画像をご確認のうえ、回答をお願いします。

問13 部落差別解消のために作成された普及啓発用ステッカー「わたしたち宅建業者は同和地区の所在に関する質問にはお答えしません！！」を接客する店舗等に掲示していますか。(一つだけに○)

1. 掲示している
2. ステッカーを持っているが、掲示していない
3. ステッカーの存在は知っているが、持っていない
4. ステッカーの存在自体知らなかった

((13-1)にお答えください)

(13-1) 掲示していない理由を教えてください。(一つだけに○)

1. 使い勝手が悪い
2. 掲示する必要性を感じない
3. その他

問14 過去5年間に同和問題やその他の人権問題に関する研修会や講演会などに参加されたことはありますか。(一つだけに○)

1. 同和問題に関するものに参加した
2. 同和問題以外の人権問題に関するものに参加した
3. 同和問題に関するものも、それ以外の人権問題に関するものも参加した
4. 参加したことがない

((14-1)にお答えください)

(14-1) 参加された研修会等はどこが主催した
ものですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 県や市町など行政機関が主催したもの
2. 業界が主催したもの
3. その他

((14-2)にお答えください)

(14-2) 今後、こうした研修が実施された場合、どう
されますか。(一つだけに○)

1. 参加するつもりである
 2. 参加するつもりはない(理由をお書きください)
- ()

問15 同和問題やその他の人権問題についての研修、講演などの情報はどこから入手されていますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 県や市町などの行政機関から
2. 業界団体などから
3. 業界仲間から
4. その他
5. 特にない

問16 過去5年間に従業員に対する同和問題やその他の人権問題に関する研修を実施しましたか。
(一つだけに○)

- 1. 同和問題に関する研修を実施している
- 2. 同和問題以外の人権問題に関する研修を実施している
- 3. 同和問題に関するものも、それ以外の人権問題に関するものも研修を実施している
- 4. 実施していないが、他で開催される研修に参加させている
- 5. 従業員を雇用していない
- 6. 実施していない

((16-1)にお答えください)

((16-2)にお答えください)

(16-1) 研修の実施状況について教えてください。
(一つだけに○)

(16-2) 今後、こうした研修の実施についてどう
お考えですか。(一つだけに○)

- 1. 定期的実施している
- 2. 不定期に実施している

- 1. 実施を検討している
- 2. 他で実施される研修に参加させたい
- 3. 実施するつもりも、参加させるつもりもない

Ⅲ 同和問題に関する業務の実態についてお伺いします。

問17 取引物件に関して、同和地区であるかどうかの問い合わせを受けたことがありますか。
(一つだけに○)

- 1. お客さんから問い合わせを受けたことがある
- 2. 宅地建物取引業者から問い合わせを受けたことがある
- 3. お客さんからも宅地建物取引業者からも問い合わせを受けたことがある
- 4. 問い合わせを受けたことはない → (問18)にお答えください

((17-1)にお答えください)

(17-1) このような問い合わせをすることについて、どうお考えですか。(一つだけに○)

- 1. 取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う
- 2. 取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞いても差別とは関係ないと思う
- 3. 差別かどうか一概に言えないと思う

問18 取引物件に関して同和地区内のものである、あるいは同和地区が存在する小学校区内のものであるというような理由で、取引が不調になったことがありますか。(一つだけに○)

1. 不調になったことはない
2. 話題になったことがあるが、取引は成立した
3. 不調になったことがある
4. そのような取引物件は取り扱ったことはない → (問19)にお答えください

((18-1)にお答えください)

→ (18-1) それは“同和地区である”あるいは“同じ小学校区である”というような理由ですか。(一つだけに○)

1. 同和地区であるから
2. 同和地区ではないが、同和地区と同じ小学校区であるから
3. 1と2の両方の場合があった

((18-2)にお答えください)

→ (18-2) 同和地区であるという理由で取引が不調になることについて、あなたはどうお考えですか。(一つだけに○)

1. 同和地区であるという理由で取引を止めたりすることは差別であると思う
2. 同和地区であるという理由で取引を止めても差別ではないと思う
3. 差別かどうか一概には言えないと思う

問19 取引物件に関して、同和地区であるという理由で取引価格に影響したことがありますか。(一つだけに○)

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
|-------|-------|----------|

問20 お客さんから契約締結後に「同和地区であることを教えてくれなかったので解約する」というような申し出を受けたことがありますか。(一つだけに○)

1. お客さんから申し出を受けたことがある
2. 宅地建物取引業者から申し出を受けたことがある
3. お客さんからも宅地建物取引業者からも申し出を受けたことがある
4. 申し出を受けたことはない

問21 チラシで広告・宣伝をする場合、当該物件の校区名についてどのような取扱いをされていますか。(一つだけに○)

1. どの校区の物件でも、基本的に校区名を記載している
2. 評判のよい学校の校区の場合だけ校区名を記載するようにしている
3. 同和地区を校区に含む場合は、学校名を記載しないようにしている
4. 会社で定めた基準で校区名の記載を取り扱っている
5. 校区名は基本的に記載しないことにしている

問22 取引物件が同和地区であるかどうかを教えることについてあなたはどのように思いますか。(一つだけに○)

1. 差別につながると思う 2. 差別とは関係ないと思う 3. 差別かどうか一概にはいえない

問23 取引物件が同和地区内のものである、あるいは同和地区が存在する小学校区内のものであるかどうかについて、宅地建物取引業法などの「重要事項説明義務」あるいは「その他の重要な事項」での説明事項に該当すると思いますか。(一つだけに○)

1. 思う 2. 思わない 3. わからない

問24 土地取引について、同和地区内の物件と同和地区外の近傍類似地の物件とでは、実勢価格の差はありますか。(一つだけに○)

1. 差はある 2. 差はない 3. わからない

問25 取引物件が同和地区のものであるかどうかの質問を受けた場合、あなたはどのように受けとめますか。(1)～(7)の項目についてあなたの受けとめ方であてはまるものをお答えください。

(各項目とも、1, 2, 3, 4のうち、いずれか一つに○)

	そう思う	やや思う	あまり 思わない	思わない
1) 同和地区の物件であろうとなかろうと、お客さんの質問にはありのままに伝えなければならないと思う	1	2	3	4
2) 同和地区の物件である場合は、その事実を伝えな いで後でトラブルになったら大変だと思う	1	2	3	4
3) 同和地区の物件である場合は、売却時に不利になるから、お客さんに伝えなければならないと思う	1	2	3	4
4) 同和地区かどうかは、どんな場合であっても教えてはいけないことだと思う	1	2	3	4

5) お客さんに、同和地区かどうかを気にするのは誤りだと、言いたいと思う	1	2	3	4
6) 同和地区の物件ではない場合は、その事実を伝えても差別にならないと思う	1	2	3	4
7) お客さんが同和地区を尋ねているのであって、答えた担当者は差別したことにならないと思う	1	2	3	4

問26 調査会社の調査員等から（業の取引に関わらず）地域や校区の特性や評判等について聞かれたことがありますか。（一つだけに○）

1. 聞かれたことがある（複数社）
2. 聞かれたことがある（1社）
3. 聞かれたことはない

((26-1)にお答えください)

(26-1) 評判の良くない地域や人気のない地域について聞かれたことはありますか。また、このとき、同和地区を意識したような質問はありましたか。（一つだけに○）

1. 同和地区を意識したような質問を受けたことがある
2. 同和地区を意識したような質問はなかったが、評判の良くない地域や人気のない地域について聞かれたことがある
3. 評判の良くない地域や人気のない地域といったことは聞かれなかった

賃貸住宅の媒介あるいは代理業務を行っている方は、次のページの質問（問 27～問 37）にお答えください。

賃貸住宅の媒介あるいは代理業務を行っていない方は、質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

IV 賃貸住宅全般にかかる入居についてお伺いします。

問27 現在使用されている入居申込書に本籍地や国籍欄はありますか。(一つだけに○)

1. ない
2. 本籍地欄のみある
3. 国籍欄のみある
4. 本籍地欄及び国籍欄の両方の記載欄がある

問28 賃貸物件の媒介に際して、同性同士などLGBT（性的少数者）のカップルについて断るよう言われたことはありますか。(一つだけに○)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

V 外国人の賃貸住宅にかかる入居に関してお伺いします。

問29 賃貸住宅の媒介に際して、家主から外国人については断るよう言われたことはありますか。(一つだけに○)

- | | |
|-------|------------------------|
| 1. ある | 2. ない → (問 30)にお答えください |
|-------|------------------------|

↓
(29-1) (29-2) (29-3)にお答えください

(29-1) 入居申込みがあったとき、どのように対応されましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家主と話し合い、入居できることがあった
2. 家主と話し合っても、入居できないことがあった
3. 家主と特に話し合いなどの交渉はしなかった
4. 当初の希望とは別のところへ入居することとなった
5. その他

(29-2) このような家主の態度について、あなたはどうお考えですか。(一つだけに○)

1. 外国人という理由で断ることは差別だと思う
2. 外国人という理由で断っても差別とはいえないと思う
3. 差別かどうか一概に言えない

(29-3) 家主が断った理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 生活・考え方に相違がある
2. 言葉が通じないと思う
3. 他の入居者とのトラブルに不安がある
4. 家賃の支払いに不安がある
5. 保証人がいない
6. その他（具体的にお書きください）

問32 家主が障がい者の入居を受け付ける場合に、家主が何か条件をつけていますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| 1. 病気や事故の場合の身元引受者がいる | 2. 保証人がいる |
| 3. 自立して社会生活がおくれる | 4. 日常生活の支障がない |
| 5. 必要な介助ができる体制がある | 6. 緊急時に対応できる人が近くにいる |
| 7. 家賃の支払いができる | |
| 8. 身体障がい者はよいが、知的障がい者や精神障がい者はだめである | |
| 9. 特に条件はつけていない | |
| 10. その他（具体的にお書きください） | |

{

}

※ 問33については、14ページの画像をご確認のうえ、回答をお願いします。

問33 家主を対象とした入居差別をなくすために作成された普及啓発用チラシ「入居における差別をなくす取組にご協力をお願いします」を知っていますか。また、家主等にチラシを配布したことはありますか。(一つだけに○)

- | |
|--------------------------------|
| 1. 知っている。また、家主などに配布や説明をしたことがある |
| 2. 知っているが、家主などに配布や説明をしたことはない |
| 3. 存在自体知らなかった |

VII 高齢者の賃貸住宅にかかる入居に関してお伺いします。

問34 賃貸住宅の媒介に際して、高齢者については断るよう言われたことはありますか。

(一つだけに○)

- | | |
|-------|-----------------------|
| 1. ある | 2. ない → (問35)にお答えください |
|-------|-----------------------|

↓ ((34-1) (34-2) (34-3)にお答えください)

(34-1) 入居申込みがあったとき、どのように対応されましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|----------------------------|
| 1. 家主と話し合い、入居できることがあった |
| 2. 家主と話し合っても、入居できないことがあった |
| 3. 家主と特に話し合いなどの交渉はしなかった |
| 4. 当初の希望とは別のところへ入居することとなった |
| 5. その他 |

(34-2) このような家主の態度について、あなたはどのようにお考えですか。(一つだけに○)

- | |
|-----------------------------|
| 1. 高齢者という理由で断ることは差別だと思う |
| 2. 高齢者という理由で断っても差別とはいえないと思う |
| 3. 差別かどうか一概に言えない |

(34-3) 家主が断った理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

<ol style="list-style-type: none">1. 家賃の支払いに不安がある2. 病気や事故などの不安がある3. 火の不始末や水もれなどに不安がある4. 他の入居者とのトラブルに不安がある5. 保証人がいない6. 入居が長期化する7. その他 (具体的にお書きください) <p>[]</p>

問35 家主が高齢者の入居を受け付ける場合に、家主が何か条件をつけていますか。
(あてはまるものすべてに○)

<ol style="list-style-type: none">1. 病気や事故の場合の身元引受者がいる2. 保証人がいる3. 元気で日常生活の支障がない4. 家賃の支払いができる5. 特に条件はつけていない6. その他 (具体的にお書きください) <p>[]</p>
--

VIII 母子家庭や父子家庭の賃貸住宅にかかる入居に関してお伺いします。

問36 賃貸住宅の媒介に際して、母子家庭や父子家庭については断るよう言われたことはありますか。(一つだけに○)

1. ある	2. ない → ((問 37)にお答えください)
-------	--------------------------

((36-1) (36-2) (36-3)にお答えください)

(36-1) 入居申込みがあったとき、どのように対応されましたか。(あてはまるものすべてに○)

<ol style="list-style-type: none">1. 家主と話し合い、入居できることがあった2. 家主と話し合っても、入居できないことがあった3. 家主と特に話し合いなどの交渉はしなかった4. 当初の希望とは別のところへ入居することとなった5. その他
--

(36-2) このような家主の態度について、あなたはどのようにお考えですか。(一つだけに○)

1. 母子家庭や父子家庭という理由で断ることは差別だと思う
2. 母子家庭や父子家庭という理由で断っても差別とはいえないと思う
3. 差別かどうか一概に言えない

(36-3) 家主が断った理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家賃の支払いに不安がある
2. 子どもが汚す、壊すなどの不安がある
3. 子どもが騒ぐなど近隣がいやがる、苦情が出る
4. 留守がちで入居者との連絡がとれない
5. 他の入居者とのトラブルに不安がある
6. 保証人がいない
7. その他(具体的にお書きください)

{

}

問37 家主が母子家庭や父子家庭の入居を受け付ける場合に、家主が何か条件をつけていますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 病気や事故の場合の身元引受者がいる
2. 保証人がいる
3. 家賃の支払いができる
4. 特に条件はつけていない
5. その他(具体的にお書きください)

{

}

～ 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。 ～

6月30日(木)までにFAXにてご返送いただきますよう

よろしくお願い申し上げます。

FAX 送信先：059-224-3147

問13：普及啓発用ステッカー

「わたしたち宅建業者は同和地区の所在に関する質問にはお答えしません!!」



三重県・(公社)三重県宅地建物取引業協会・(公社)全日本不動産協会三重県本部

問33：普及啓発用チラシ

「入居における差別をなくす取組にご協力をお願いします」

家主のみなさま 入居における差別をなくす取組にご協力をお願いします

三重県からのお願い

三重県では2017(平成29)年度に、三重県内の1,154社の宅建業者のみなさまを対象とした「第2回宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」を実施しました。

前回(2011年度)と比べると、外国人に対する入居差別は約10%減少し約46%になったものの、依然として外国人、障がい者、高齢者、母子・父子家庭に対する入居差別について、6年前とあまり改善されていない実態が明らかになりました(裏面を参照してください)。

過去のトラブルや、他から聞いたことなどで、入居を断るのとは正しいことではありません。入居差別をなくす取組に、どうぞご協力をお願いいたします。

これまでも入居をめぐるトラブルになり、損害賠償請求訴訟になった例があり、家主の體が取訴されています(裏面を参照してください)。

このチラシに関するお問い合わせは、
三重県県土整備部建築開発課 宅建業・建築士班
〒514-8570 津市広明町13番地 三重県庁内 Tel:059-224-2708 Fax:059-224-3147

三重県 2018(平成30)年 3月

第2回 宅地建物取引に関する人権問題の実態調査から

- 外国人の入居拒否は約5割**
家主から外国人の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が46.1%になっています。
無回答 0.7%
ない 53.1%
ある 46.1%
- 障がい者の入居拒否は約2割**
家主から障がい者の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が15.5%になっています。
無回答 6.3%
ない 78.2%
ある 15.5%
- 高齢者の入居拒否は約3割**
家主から高齢者の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が29.9%になっています。
無回答 0.7%
ない 63.1%
ある 29.9%
- 母子・父子家庭の入居拒否は約1割**
家主から母子・父子家庭の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が8.1%になっています。
無回答 7.0%
ない 84.9%
ある 8.1%

損害賠償請求の一例

韓国籍の方が国籍を理由にマンションへの入居を拒否される事件がありました。これについて、入居拒否の理由が「国籍であることは明らか」とし、「日本国籍でないことを理由にした拒否は不法行為に当たり、賃貸借契約を拒むことは許されない」と断り、家主に計110万円の支払いを命じました。(平成19年10月21日京都地裁判決)